

## 資料 I（各サービス共通）

### 6. 事故報告書について

## 事故報告書について

### 1 事故報告書の様式の変更について

事故報告書様式は令和7年1月から変更されていますが、現在も旧様式で届いている場合がございます。

今後提出いただく事故報告書につきまして、新様式であることをご確認のうえ、メールにて提出いただきますようお願いいたします。

また、記載の際に元の様式を誤って編集してしまう事例が確認されております。元の様式を変更してしまうと、データの集計や分析に不具合が生じる可能性があります。

つきましては、報告書を作成・提出される際には、指定された入力欄のみご記入いただけますよう、お願い申し上げます。

ご不明点がある場合は、指導監査課介護サービス指導班までお問い合わせください。

【和歌山市ホームページ】

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003108.html>

トップページ > 事業者 > 福祉 > 介護サービス事業者の方へ > 事故報告書

### 2 事故報告書の報告期日等について

事故報告書は原則、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に下記のメールアドレス宛に電子メールにて報告してください。ただし、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに市へ電話（閉庁時間帯の場合はFAX）により第一報の報告を行い、その後速やかに電子メールにて報告書を提出してください。

提出先のメールアドレス：[shidokansa@city.wakayama.lg.jp](mailto:shidokansa@city.wakayama.lg.jp)

※事故が発生した場合、厚生労働省令等で事業者<sup>1</sup>に義務付けられている市（指導監査課）への報告は「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領」に基づき、5日以内を目安に行う必要があるところ、事故発生後、数カ月経過して提出される事案が増えています。事故発生後、何らかのトラブルにより時間を要する場合であっても、事故の概要等、可能な限り記載し、第1報として遅くとも5日以内を目安に報告書を提出する必要があります。その後、利用者及びその家族対応も含め、事故の原因分析及び再発防止策について、明らかになり次第報告してください。

なお、「事故」とは、事業者の責に帰さない重大事案の発生（例えば、サイバー攻撃による被害、ノロウイルス等の感染症など）も含まれます。

### 3 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザに係る事故報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザが発生した場合は、次の要件を満たした場合に、発生時と終息時に事故報告書を提出いただきますようお願いいたします。（※他の感染症についてはホームページに掲載している「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い」

要領」に基づき報告してください。

- 1 死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 2 同一の感染症による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 3 通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告の必要を認めた場合

#### 4 令和6年度における事故報告件数について

令和6年度中に本市に報告のあった事故報告件数は488件で、そのうち転倒等によるケガの事故が342件と最も多く、事故原因として主に「職員が目を話した際に利用者が急に立ち上がり転倒した。」「利用者が施設内の居室で休まれている際に物音が聞こえ、職員が訪室すると転倒していた。」といったような職員の目が届いていない時、目を離した際に転倒するといった内容が多く見受けられました。

次に誤薬事故が58件あり、職員が「他者の薬を誤って飲ませてしまう。」といった職員の確認不足が主な事故原因となっていました。

事故の再発を防ぐためにも、事故の原因について分析を行い、利用者の安全を確保するとともに、同じ事故が行らないよう再発防止策を検討し、事業所（施設）内で周知徹底を図ることが重要です。

